

令和6年第1回清須市議会臨時会会議録

令和6年5月8日第1回清須市議会臨時会は清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のために出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教 育	長	天埜幸治
企 画 部	長	河 口 直 彦
総 務 部	長	岩 田 喜 一

危機管理部 長
 市民環境部 長
 健康福祉部 長
 建設部 長
 会計管理者
 教育部 長
 企画部次長兼企画政策課長
 総務部次長兼総務課長
 総務部次長兼収納課長
 危機管理部次長兼危機管理課長
 市民環境部次長兼生活環境課長
 健康福祉部次長兼児童保育課長
 健康福祉部次長兼健康推進課長
 建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長
 建設部 参事
 人事秘書課 長
 企業誘致課 長
 財政課 長
 税務課 長
 市民課 長
 保険年金課 長
 産業課 長
 西枇杷島市民サービスセンター所長
 清洲市民サービスセンター所長
 春日市民サービスセンター所長
 社会福祉課 長
 高齢福祉課 長
 こども家庭課 長
 土木課 長

飯田 英 晴
 石田 隆
 丹羽 久 登
 長谷川 久 高
 三輪 好 邦
 石黒 直 人
 林 智 雄
 檜本 雄 介
 之 清 岳
 舟橋 監 司
 松村 和 浩
 吉野 厚 之
 古川 伊都子
 前田 敬 春
 片野 裕 介
 岡田 善 紀
 沢田 茂
 服部 浩 之
 酒井 雄一郎
 藏城 浩 司
 浅野 英 樹
 梶浦 庄 治
 下村 辰 之
 石田 讓
 佐藤 嘉 起
 鈴木 許 行
 石田 嘉 子
 寺社下 葉 子
 村瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
会 計 課 長	平 野 嘉 也
監 査 課 長	木 全 信 行
学 校 教 育 長 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議長辞職許可について
- 追加日程第1 選挙第 1 号 議長の選挙について
- 日程第 4 副議長辞職許可について
- 追加日程第2 選挙第 2 号 副議長の選挙について
- 日程第 5 常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 8 清須市議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第 9 清須市特定構造物改築対策特別委員会委員の選任について
- 日程第10 清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について
- 日程第11 西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について
- 日程第12 五条広域事務組合議会議員辞職許可について

追加日程第 3 選挙第 3 号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙について

追加日程第 4 選挙第 4 号 五条広域事務組合議会議員の選挙について

日程第 1 3 清須市都市計画審議会委員の選任について

日程第 1 4 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 1 5 承認第 2 号 専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について

日程第 1 6 承認第 3 号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

日程第 1 7 承認第 4 号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

日程第 1 8 議案第 3 6 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

（ 傍聴者 0 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議 長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

開会に先立ちまして、議場のドアにつきましては感染症予防のため開けておりますが、選挙による投票を行う際には一時的に閉めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、令和6年第1回清須市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、14番林議員並びに15番加藤議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたします。

ここで、副議長と交代いたします。

副議長 (大塚 祥之君)

副議長の大塚でございます。

伊藤議長に代わりまして議長職を務めさせていただきます。

御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第3、議長辞職許可についてを議題といたします。

伊藤議長から、議会申合せ事項第91号の規定により、辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、伊藤議長の退席を求めます。

< 伊藤議長退場 >

副議長（大塚 祥之君）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、朗読させていただきます。

令和6年4月19日

清須市議会副議長 大塚 祥之 様

清須市議会議長 伊藤 嘉起

辞職願

私は、この度申合せ任期満了により、令和6年5月8日をもって清須市議会議長の職を辞したので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（大塚 祥之君）

お諮りいたします。

伊藤議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

副議長（大塚 祥之君）

異議なしと認めます。

よって、伊藤議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤議員の入場を認めます。

< 伊藤議員入場 >

副議長（大塚 祥之君）

ここで伊藤議員から挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

挨拶は、発言席でお願いいたします。

伊藤議員、お願いいたします。

< 17番議員（伊藤 嘉起君）登壇 >

17番議員（伊藤 嘉起君）

発言の機会をいただき、ありがとうございます。

思い起こせば1年間、議会運営に皆様の御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

昨年度は、清須市議会動画配信を始めペーパーレス化によるタブレットの導入ということで、議員の皆様始め議会事務局、職員の皆様には、多大なる御支援、御協力をいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。今後も清須市議会、そして、清須市のため微力ながら尽力させていただきますので、改めて皆様の御指導、御鞭撻をいただけますようよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、退任の挨拶に代えさせていただきます。

1年間ありがとうございました。

(拍手)

副議長（大塚 祥之君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（大塚 祥之君）

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

副議長（大塚 祥之君）

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

副議長（大塚 祥之君）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（大塚 祥之君）

配付漏れなしと認めます。

続いて投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

副議長（大塚 祥之君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であり、議会事務局長より順番に氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、伊藤奈美議員。2 番、浅妻議員。3 番、齊藤議員。4 番、土本議員。5 番、松岡議員。6 番、山内議員。7 番、富田議員。8 番、松川議員。10 番、小崎議員。11 番、飛永議員。12 番、野々部議員。13 番、岡山議員。14 番、林議員。15 番、加藤議員。16 番、高橋議員。17 番、伊藤嘉起議員。18 番、久野議員。9 番、浅井議員。20 番、成田議員。21 番、天野議員。最後に大塚副議長、お願いいたします。

副議長（大塚 祥之君）

投票漏れは、ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（大塚 祥之君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、16 番、高橋議員並びに17 番、伊藤議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の高橋議員並びに伊藤議員、開票の立会いをお願いいたします。

< 開票 >

副議長（大塚 祥之君）

立会人の高橋議員並びに伊藤議員は、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、効投票 20 票、無効投票 1 票でございます。

有効投票のうち、岡山議員 20 票。以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6 票であります。

よって、岡山議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

＜ 議場開鎖 ＞

副議長（大塚 祥之君）

ただいま議長に当選されました岡山議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました岡山議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

岡山議員、お願いいたします。

＜ 新議長（岡山 克彦君）登壇 ＞

新議長（岡山 克彦君）

お許しをいただきまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま栄誉ある清須市議会の議長に御選任を承り、心から感謝申し上げます。

私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

また、議員各位の御理解と御支援を得ることを念頭に置いて、円滑な議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいります。清須市議会におきましても、市長としっかり議論を重ね、市民の皆様のための施策を実践していき、活力と魅力にあふれた安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが、市民の皆様と一致した考えであると確信しています。

どうぞ今後とも議員の皆様方の温かい御支援、御指導、御鞭撻を承りますよう心からお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（ 拍手 ）

副議長（大塚 祥之君）

議長が決まりましたので、ここで交代いたします。

御協力ありがとうございました。

ここで9時53分まで休憩いたします。

(時に午前 9時50分 休憩)

(時に午前 9時53分 再開)

議長 (岡山 克彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから会議の進行に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第4、副議長辞職許可についてを議題といたします。

大塚副議長から、議会申合せ事項第91号の規定により、辞職願が提出されています。

地方自治法第117条の規定により、大塚副議長の退席を求めます。

< 大塚副議長退場 >

議長 (岡山 克彦君)

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

後藤議会事務局長。

議会事務局長 (後藤 邦夫君)

それでは、朗読させていただきます。

令和6年4月19日

清須市議会議長 伊藤 嘉起様

清須市議会副議長 大塚 祥之

辞職願

私は、この度申合せ任期満了により、令和6年5月8日をもって清須市議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長 (岡山 克彦君)

お諮りいたします。

大塚副議長の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (岡山 克彦君)

異議なしと認めます。

よって、大塚副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

大塚議員の入場を認めます。

< 大塚議員入場 >

議 長（岡山 克彦君）

ここで大塚議員から挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

挨拶は、発言席でお願いいたします。

大塚議員、お願いいたします。

< 9 番議員（大塚 祥之君）登壇 >

9 番議員（大塚 祥之君）

昨年の 5 月より副議長に就任し、伊藤議長と共に円滑な議会運営と活性化に全力で取り組んでまいりました。この間、同議員の皆様方には御指導と御協力を賜りましたこと、改めて厚くお礼申し上げます。

この 1 年は、私にとってこの上ない貴重な経験となりました。これからは、一議員としてこの経験を生かし、清須市、清須市議会の発展に力を尽くしてまいります。同議員の皆様方には、今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻をお願いし、副議長退任の御挨拶とさせていただきます。

1 年間本当にありがとうございました。

（ 拍手 ）

議 長（岡山 克彦君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 2、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

議長（岡山 克彦君）

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

議長（岡山 克彦君）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

議長（岡山 克彦君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。議会事務局長より順番に氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、伊藤奈美議員。2 番、浅妻議員。3 番、齊藤議員。4 番、土本議員。5 番、松岡議員。
6 番、山内議員。7 番、富田議員。8 番、松川議員。9 番、大塚議員。10 番、小崎議員。
11 番、飛永議員。12 番、野々部議員。14 番、林議員。15 番、加藤議員。16 番、高橋議員。
17 番、伊藤嘉起議員。18 番、久野議員。19 番、浅井議員。20 番、成田議員。21 番、
天野議員。最後に岡山議長、お願いいたします。

議長（岡山 克彦君）

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (岡山 克彦君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、18番、久野議員並びに19番、浅井議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の久野議員並びに浅井議員、開票の立会いをお願いいたします。

< 開票 >

議 長 (岡山 克彦君)

立会人の久野議員並びに浅井議員は、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票20票、無効投票1票でございます。

有効投票のうち、富田議員20票。以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、富田議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

議 長 (岡山 克彦君)

ただいま副議長に当選されました富田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました富田議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席をお願いいたします。

富田議員、お願いいたします。

< 新副議長 (富田 雄二君) 登壇 >

新副議長 (富田 雄二君)

ただいま議員皆様方の御推挙をいただきまして、副議長に就任させていただきます富田雄二でございます。大変光栄なことではございますが、今改めまして、その責任の重さを痛感いたしま

して、身の引き締まる思いでございます。

今回たまたま議長、副議長ともが、同じ地域の、ましてや同じブロックの議員二人ということになりましたが、決して地域にこだわることなく、とらわれることなく清須市全域を見据えまして、市政の公平性を務めさせていただきます。まだ微力ではございますが、岡山議長を支え、円滑なる議会運営、また議会の活性化、そしてまた、清須市の発展に貢献させていただきます。今後とも皆様、御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(拍手)

議長（岡山 克彦君）

日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の委員定数は、委員会条例第2条の規定により、総務常任委員会7名、福祉常任委員会7名、建設文教常任委員会7名となっております。

また、常任委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定により、1年となっております。

なお、各常任委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで議会申合せ事項第84号の規定により、副議長と協議します。

暫時休憩といたします。

富田副議長、こちらにお願いします。

(時に午前10時11分 休憩)

(時に午前10時12分 再開)

議長（岡山 克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会事務局長より各常任委員会委員を発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

それでは、各常任委員会委員を発表いたします。

総務常任委員会委員は、天野議員、伊藤嘉起議員、高橋議員、岡山議長、松川議員、土本議員、浅妻議員、以上7名でございます。

福祉常任委員会委員は、浅井議員、野々部議員、飛永議員、大塚議員、富田副議長、齊藤議員、

伊藤奈美議員、以上 7 名でございます。

建設文教常任委員会委員は、成田議員、久野議員、加藤議員、林議員、小崎議員、山内議員、松岡議員、以上 7 名でございます。

議 長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表とおり、それぞれ指名することに決定しました。

それでは、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各委員会の臨時の委員長には、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。

それでは、各委員会の臨時の委員長を申し上げます。

総務常任委員会は天野議員、福祉常任委員会は浅井議員、建設文教常任委員会は成田議員、以上でございます。

なお、臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

ここで各常任委員会の開催場所を指定いたします。

総務常任委員会は委員会室、福祉常任委員会は応接室、建設文教常任委員会は第一会議室とします。

ここで暫時休憩といたします。

（ 時に午前 10 時 15 分 休憩 ）

（ 時に午前 10 時 19 分 再開 ）

議 長（岡山 克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

それでは、各常任委員会正副委員長を発表いたします。

総務常任委員会、委員長、伊藤嘉起議員。副委員長、土本議員。

福祉常任委員会、委員長、大塚議員。副委員長、伊藤奈美議員。

建設文教常任委員会、委員長、松岡議員。副委員長、小崎議員。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員定数は、委員会条例第5条第2項の規定により、8名となっております。

また、任期は、委員会条例第5条第3項の規定により、1年となっております。

議会運営委員会の委員の選任につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

議会申合せ事項第84号の規定により、副議長と協議しますので、暫時休憩いたします。

富田副議長、こちらにお願いします。

（ 時に午前10時20分 休憩 ）

（ 時に午前10時21分 再開 ）

議長（岡山 克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会事務局長より議会運営委員会委員を発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

それでは、議会運営委員会委員を発表いたします。

成田議員、浅井議員、久野議員、伊藤嘉起議員、加藤議員、林議員、大塚議員、松岡議員、以上8名でございます。

議長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり、指名することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表のとおり、指名することに決定しました。

ここで委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。

臨時の委員長は、成田議員をお願いいたします。

成田議員は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

委員会の開催場所を指定いたします。

開催場所は、委員会室といたします。

ここで暫時休憩といたします。

(時に午前10時23分 休憩)

(時に午前10時25分 再開)

議 長(岡山 克彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長(後藤 邦夫君)

それでは、議会運営委員会正副委員長を発表いたします。

委員長、久野議員。副委員長、林議員。以上でございます。

議 長(岡山 克彦君)

日程第7、清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任についてから、日程第10、清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任についてまでの4案件を一括議題といたします。

各特別委員会委員の任期は、委員会条例第6条第3項の規定により、付議された事件が議会において審議されている間となっていますが、議会申合せ事項第92号の規定により、1年としていますので、改めて選任することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(岡山 克彦君)

異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員を改めて選任することに決定しました。

ここで各特別委員会委員の選出委員数を申し上げます。

委員会条例第6条第2項の規定により、それぞれ特別委員会設置の際に議決されており、議会広報特別委員会が6名、その他の特別委員会の定数はそれぞれ8名となっております。

選任の方法につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

議会申合せ事項第84号の規定により、副議長と協議しますので、暫時休憩いたします。

富田副議長、こちらをお願いします。

(時に午前10時27分 休憩)

(時に午前10時28分 再開)

議長(岡山 克彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、特別委員会の構成を発表いたします。

特別委員会の構成は、タブレットのmoreNOTEに構成表を配付しました。

タブレットを御覧ください。

お諮りいたします。

ただいま配付しました構成表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山 克彦君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま配付した構成表のとおり、それぞれ指名することに決定いたしました。

ここで委員会条例第8条第2項の規定により、各特別委員会の正副委員長の互選を順次お願いいたします。

最初に、議会改革推進等調査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、年長の委員である浅井議員をお願いいたします。

議会改革推進等調査特別委員会が終了しましたら、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、野々部議員をお願いいたします。

議会広報特別委員会が終了しましたら、特定構造物改築対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、成田議員をお願いいたします。

特定構造物改築対策特別委員会が終了しましたら、駅周辺開発推進対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

臨時の委員長は、委員会条例の規定により、天野議員をお願いいたします。

全ての特別委員会の開催場所は、委員会室といたします。

各臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(時に午前 10 時 31 分 休憩)

(時に午前 10 時 38 分 再開)

議長 (岡山 克彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長 (後藤 邦夫君)

それでは、各特別委員会正副委員長を発表いたします。

議会改革推進等調査特別委員会、委員長、飛永議員。副委員長、齊藤議員。

議会広報特別委員会、委員長、松川議員。副委員長、山内議員。

特定構造物改築対策特別委員会、委員長、伊藤嘉起議員。副委員長、浅妻議員。

駅周辺開発推進対策特別委員会、委員長、天野議員。副委員長、大塚議員。

以上でございます。

議長 (岡山 克彦君)

ここで副議長と交代いたします。

副議長 (富田 雄二君)

副議長の富田でございます。

岡山議長に代わりまして、議長職を務めさせていただきます。

日程第 11、西春日井広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

議会申合せ事項第 94 号の規定により、岡山議長より、西春日井広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第 117 条の規定により、岡山議長の退席を求めます。

< 岡山議長退場 >

副議長（富田 雄二君）

お諮りいたします。

この西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

副議長（富田 雄二君）

異議なしと認めます。

よって、岡山議長の西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

岡山議長の入場を認めます。

< 岡山議長入場 >

副議長（富田 雄二君）

ここで議長と交代いたします。

議 長（岡山 克彦君）

引き続き西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について、議会申合せ事項第94号の規定により、富田副議長、伊藤嘉起議員、野々部議員より、西春日井広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、富田副議長、伊藤議員、野々部議員の退席を求めます。

< 富田副議長、伊藤議員、野々部議員退場 >

議 長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

この西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、富田副議長、伊藤議員、野々部議員の西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

富田副議長、伊藤議員、野々部議員の入場を認めます。

< 富田副議長、伊藤議員、野々部議員入場 >

議 長（岡山 克彦君）

日程第12、五条広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会申合せ事項第94号の規定により、成田議員、浅井議員、飛永議員、小崎議員、山内議員、浅妻議員より、五条広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、成田議員、浅井議員、飛永議員、小崎議員、山内議員、浅妻議員の退席を求めます。

＜ 成田議員、浅井議員、飛永議員、小崎議員、山内議員、浅妻議員退場 ＞

議長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

この五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、成田議員、浅井議員、飛永議員、小崎議員、山内議員、浅妻議員の五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

成田議員、浅井議員、飛永議員、小崎議員、山内議員、浅妻議員の入場を認めます。

＜ 成田議員、浅井議員、飛永議員、小崎議員、山内議員、浅妻議員入場 ＞

議長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

ただいま西春日井広域事務組合議会議員及び五条広域事務組合議会議員の辞職に伴い、西春日井広域事務組合議会議員及び五条広域事務組合議会議員が欠員となりました。

ここで西春日井広域事務組合議会議員選挙及び五条広域事務組合議会議員選挙を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、西春日井広域事務組合議会議員選挙及び五条広域事務組合議会議員選挙を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3、西春日井広域事務組合議会議員選挙及び追加日程第4、五条広域事務組合議会議員選挙の2案件につきましては、一部事務組合議会の代表議員の選挙でございますので、これを一括議題といたしたいと思いますが、これについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山 克彦君)

異議なしと認めます。

よって、2案件は、一括議題といたします。

追加日程第3、西春日井広域事務組合議会議員選挙及び追加日程第4、五条広域事務組合議会議員選挙を行います。

組合議会の代表議員につきましては、組合格約で組合市町の議会において選挙により行うことになっております。また、各組合議会の代表議員の任期は、議会申合せ事項第94号の規定により1年となっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び議会申合せ事項第86号の規定により、議長が会議に諮って指名推選することとされています。

ここで各組合議会の代表議員の選出議員数を申し上げます。

西春日井広域事務組合議会の選出議員数は、4名です。五条広域事務組合議会の選出議員数は7名ですが、組合格約で組合市の議会の議長及び組合市の議会において、その議会の議員の中から選挙された者となっておりますので、この選挙では、議長を除く6名の議員を選挙いたします。

ここで議会申合せ事項第86号の規定により、副議長と協議しますので、暫時休憩いたします。

富田副議長、こちらにお願いします。

(時に午前10時49分 休憩)

(時に午前10時50分 再開)

議長(岡山 克彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、指名推選する各組合議会議員を発表いたします。

後藤議会事務局長。

議会事務局長(後藤 邦夫君)

それでは、各組合議会の代表議員を発表します。

西春日井広域事務組合議会議員には、慣例による充て職であります岡山議長及び伊藤嘉起総務
常任委員長の2名、残りの2名は加藤議員、浅妻議員、以上4名でございます。

五条広域事務組合議会議員には、規約による充て職であります岡山議長、残りの6名は天野議
員、成田議員、浅井議員、大塚議員、土本議員、齊藤議員、以上7名でございます。

議 長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

ただいま発表したとおり、それぞれ指名推選することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表したとおり、それぞれ指名推選することに決定しました。

日程第13、清須市都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

審議会委員の任期につきましては、都市計画審議会条例第3条第2項の規定により、2年とな
っていますが、議会申合せ事項第95号の規定により、1年としていますので、改めて選任する
ことに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、都市計画審議会の委員を改めて選任することに決定しました。

ここで審議会委員の選出委員数を申し上げます。

都市計画審議会の委員の選出委員数は、2名でございます。

選任の方法につきましては、議会申合せ事項第87号の規定により、正副議長に一任すること
となっております。

ここで副議長と協議しますので、暫時休憩といたします。

富田副議長、こちらにお願いします。

（ 時に午前10時53分 休憩 ）

（ 時に午前10時54分 再開 ）

議 長（岡山 克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、都市計画審議会委員を発表します。

後藤議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

それでは、都市計画審議会委員を発表いたします。

小崎議員、富田副議長、以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

ここで１１時まで休憩いたします。

（ 時に午前１０時５４分 休憩 ）

（ 時に午前１１時００分 再開 ）

議 長（岡山 克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１４、同意第１号は人事案件ですので、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託は、省略することに決定いたします。

日程第１４、同意第１号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで同意第１号の該当議員が議場におられますので、地方自治法第１１７条の規定により、浅井議員の退席を求めます。

< 浅井議員退場 >

議 長（岡山 克彦君）

提案理由の説明を永田市長より受けます。

提案理由の説明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

同意第1号 監査委員（議員）の選任につきましては、清須市須ケロ2344番地、浅井泰三議員を清須市監査委員に選任することについて、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の経歴は、本日御配付いたしました同意案の2ページに記載をいたしました。御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

この案件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

同意第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は、選任同意することに決定いたしました。

ここで浅井議員の入場を許可します。

< 浅井議員入場 >

議長（岡山 克彦君）

お諮りいたします。

日程第15、承認第2号から日程第18、議案第36号までの4案件を一括議題とし、提案理由及び内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論を行い、採決することが、議会運営委員会決定しております。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

日程第 15、承認第 2 号 専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認についてから日程第 18、議案第 36 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの 4 案件を一括議題といたします。

永田市長より提案理由の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を御説明いたします。

承認第 2 号 専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき 1 万円を減額するための規定の整備等を行うこととしたものでございます。

承認第 3 号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の延長等を行うこととしたものでございます。

承認第 4 号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うこととしたものでございます。

なお、承認第 2 号から第 4 号までは、いずれも令和 6 年 3 月 30 日付けで専決処分した事件について、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案第 36 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法から引用している事務及び特定個人情報に係る規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（岡山 克彦君）

日程第15、承認第2号及び日程第16、承認第3号の2案件について、総務部長から一括して内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いします。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

承認第2号及び承認第3号を続けて御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にいただき、令和6年第1回清須市議会臨時会市長提出議案等の1ページと令和6年第1回清須市議会臨時会市長提出議案等説明資料の1ページを御覧ください。

まず、議案の1ページです。

承認第2号

専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和6年5月8日提出

清須市長 永田純夫

2ページを御覧ください。

6年専決第3号

専決処分書

清須市税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月30日

清須市長 永田純夫

専決処分した理由は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布、同年

4月1日に施行されたことに伴い、4月1日から施行すべき市条例の規定、個人市民税と固定資産税ですが、について、一部改正法律の公布日と同日の令和6年3月30日付けで専決処分したものです。

3ページを御覧ください。

清須市条例第23号 清須市税条例の一部を改正する条例

清須市税条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の1ページを御覧ください。

一つ目の丸は、この一部改正条例の概要です。

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき1万円を減額するための規定の整備等を行うこととしたものです。

四つ目の丸は、主な改正の内容です。

主な改正内容は、表にありますように個人市民税が2点、固定資産税が1点の3点です。

まず、1点目は、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例です。あわせて、議案の3ページも御覧いただきまして、下から6行目です。附則第5条の次に1条、第5条の2を加えます。令和6年能登半島地震災害により資産について受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年度において生じた損失の金額とすることができる規定です。

次に、2点目です。個人の市民税の特例税額控除（定額減税）の規定の整備です。

議案の4ページを御覧いただきまして、下から8行目になります。附則第7条の4の次に次の4条、第7条の5から少し飛びますが、11ページの上から3行目、第7条の8までの規定を加えます。前年の合計所得金額が1,805万円以下の者に係る所得割の額から、配偶者等を含め一人につき1万円を減額する規定です。

最後に3点目です。宅地等・商業地等・農地に係る固定資産税の負担調整措置の延長です。

議案の12ページを御覧いただきまして、下から7行目です。附則第11条の規定から13ページの中ほど附則第13条の3までの規定について、特例期間の変更をします。それぞれ令和6年から令和8年度まで3年間延長します。

議案の15ページを御覧ください。

上から3行目の附則です。

第1条は、施行期日です。この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、3つの規定、主に附則第5条の次に1条を加える改正規定、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規

定等については、公布の日から施行する。

第2条の規定は、固定資産税に関する経過措置の規定です。

承認第2号の説明は、以上です。

次に、承認第3号です。

議案の17ページを御覧ください。

承認第3号

専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和6年5月8日提出

清須市長 永田純夫

18ページを御覧ください。

6年専決第4号

専決処分書

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月30日

清須市長 永田純夫

専決処分した理由は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布、同年4月に施行されたことに伴い、4月1日から施行すべき市都市計画税条例の規定について、一部改正法律の公布日と同日の令和6年3月30日に専決処分したものです。

19ページを御覧ください。

清須市条例第24号

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例

清須市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の2ページを御覧ください。

一つ目の丸は、この一部改正条例の概要です。

地方税法の一部改正に伴い、宅地等に対して課税する都市計画税の特例期間の変更等を行うこととしたものです。

四つ目の丸は、主な改正の内容です。

宅地等・商業地等・農地に係る都市計画税の負担調整措置の延長です。

議案の１９ページを御覧いただきまして、中ほどの附則第８項の規定から、２０ページの上から６行目、附則第１９項までの規定について、先ほどの固定資産税と同様に特例期間の変更をします。それぞれ令和６年度から令和８年度まで３年間延長します。

附則です。

第１条は、施行期日です。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

第２条の規定は、経過措置の規定です。

承認第３号の説明は、以上です。

以上で、承認第２号及び承認第３号の説明を終わります。

議長（岡山 克彦君）

日程第１７、承認第４号について、市民環境部長から内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田 隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

承認第４号について御説明いたします。

タブレットの設定は、２画面表示のままにいただきまして、提出議案等の２１ページと説明資料の３ページを御覧ください。

はじめに、提出議案等の２１ページを御覧ください。

承認第４号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分した事件について、同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和６年５月８日提出

清須市長 永田純夫

２２ページを御覧ください。

6年専決第5号

専決処分書

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月30日

清須市長 永田純夫

23ページを御覧ください。

清須市条例第25号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容について御説明いたします。

説明資料の3ページを御覧ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うため改正するものです。

上から四つ目の丸印になりますが、課税限度額の引上げについては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に改めるものとなります。

基礎課税額及び介護納付金課税額につきましては、変更はございません。

その下の丸印になります。所得判定基準の見直しについては、経済動向等を踏まえ、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯において、軽減基準額を5割軽減で被保険者一人当たり29万円から29万5,000円、2割軽減で被保険者一人当たり53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

市長提出議案等の23ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました課税限度額及び所得判定基準の記載がある清須市国民健康保険税条例第2条及び第23条の規定を改正するものでございます。

附則としまして、第1項施行期日になりますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

第2項経過措置になりますが、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

承認第４号についての御説明は、以上となります。

議長（岡山 克彦君）

日程第１８、議案第３６号について、総務部長から内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

岩田総務部長。

＜ 総務部長（岩田 喜一君）登壇 ＞

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第３６号について御説明します。

それでは、議案の２５ページと説明資料の４ページを御覧ください。

まず、議案の２５ページです。

議案第３６号

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年５月８日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法から引用している事務及び特定個人情報に係る規定を整理する必要があるからです。

２６ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

清須市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

説明資料の４ページを御覧ください。

三つ目の丸です。改正の内容は、事務及び特定個人情報に係る規定の整理です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、番号利用法の別表第2が廃止され、それに代わる新たな定義が設けられたことに伴い、規定を整理するものです。

下の表を御覧いただきますと、上段は番号利用法の別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、下段は番号利用法の別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報にそれぞれ改正するものです。

改正前は、マイナンバーを情報連携する事務について番号利用法の別表第2を引用する規定とされていましたが、今回の法改正により、別表第2が廃止され、特定個人番号利用事務と定義されたことから、現在、法律でマイナンバーの利用が認められている事務については、主務省令に規定することで情報連携が可能となるものです。

なお、この一部改正条例の施行日については、一部改正法律の施行日と同日とするため、本臨時会で即決をお願いするものです。

議案の26ページにお戻りいただきまして、附則です。

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

議案第36号の説明は、以上です。

議長（岡山 克彦君）

これより質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

承認第2号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長(岡山 克彦君)

これで討論を終結します。

採決に入ります。

承認第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長(岡山 克彦君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本件は承認されました。

承認第3号に質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長(岡山 克彦君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長(岡山 克彦君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長(岡山 克彦君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長(岡山 克彦君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本件は承認されました。

承認第4号に質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤です。

質問させていただきます。

今回、国民健康保険税の一部を改正する条例案ということですが、付加限度額の引上げであります。22年に3万円、23年に2万円、そして、この24年が2万円の引上げということで、この3年間を振り返っても7万円の引上げとなっています。

そこで、お聞きします。

今年度はですね、新年度22万円から24万円、そして、限度額が106万円になるわけですが、同時に、後期高齢者支援金分の所得割、均等割、平等割も引き上げられたわけであります。そうした中での後期高齢者の支援金分の賦課限度額に達する本市の所得ですね、それと、世帯数がどんな状況になるのかということをお聞きします。

議長（岡山 克彦君）

当局答弁、浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

賦課限度額に達する収入としましては、給与収入で一人ですと1,120万円程度、所得に直しますと92万5千300円となります。

例えば、御夫婦二人と学生一人ですと、給与収入ですと、合計で1,232万7,000円以上となります。対象となる方につきましては、現在まだ6年度の課税は行っておりませんので、5年度、4年中の収入を参考にさせていただきまして算定した結果、158世帯の方が影響すると思われます。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今述べていただきました。世帯とか状況によっても違うわけですが、158世帯ということであります。これは、前年度、5年度と比べて、どういう本市は状況にあるのか、比較して

お聞きします。

議 長（岡山 克彦君）

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

昨年度、前年度ですね、150世帯が影響するというふうに予想しておりました。今回158世帯ということで、所得の伸びが影響されていると思います。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

分かりました。所得の高い人が多いということで理解します。

それで、今回こういう限度額が引き上げられることによって、本市の収入の増額というのは、昨年度、確か300万円ということで、まだ決算は分かりませんが、本年度は、どれだけ見積もって見えるのかお聞きします。

議 長（岡山 克彦君）

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

158世帯の方が影響し、2万円上限へ達する世帯につきましては134世帯、24世帯が減少するというで見込んでおります。

見込額としましては、290万円程度の増額と見込んでおります。

以上でございます。

議 長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

134世帯が増額するということであります。今言われたように、国保というのは、応能応益があるわけであります。国保の加入者は、健保組合や協会健保と比べても加入者の層が、年齢が高くて、所得水準が一般的には低いということであります。保険税の軽減措置の判定所得においても、5割軽減世帯と2割軽減世帯、これの引上げがあるわけですが、保険税軽減額の対象世帯の経済状況を十分今回のこの限度額の引上げと所得割、均等割いろいろ引き上げられたわけです。

けれども、そういった人たちが十分対応できるような経済状況を勘案したものになっているのか、本市の実態がですね、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（岡山 克彦君）

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

限度額を引き上げることによって、中間層の引上げを抑制するということができると思います。実際には、所得割に関しまして、賦課限度額に290万円増額することによって、率としましては、少し抑えられるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、課長が述べられたものですから大丈夫だと思うわけですが、最後に一言だけ懸念として申し上げておきたいと思います。

国民健康保険は、保険者によって、保険税率が低い場合は高い所得で賦課限度額に到達して、保険税が高い場合には低い所得で賦課限度額に到達する、こういう問題が指摘されているわけがあります。賦課限度額になる世帯のですね、一人世帯、二人世帯、三人世帯、これ違うわけがあります。賦課限度額の引上げは、被用者保険との均衡、保険税率の公平化を保つためという背景はあるものの、保険税水準に差がある、こういう実態の中で、全国一律に限度額を引き上げていく、こういうやり方は、毎年の引上げを見ても、いろいろな課題が今指摘されているわけがあります。

物価高騰で暮らしが大変な中、保険者の構成を十分踏まえ、まず私は、国の公費負担を増やして構造問題を解決すべきであるということを一言申し上げて、私の質問を終わります。

議長（岡山 克彦君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡山 克彦君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (岡山 克彦君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (岡山 克彦君)

これで討論を終結します。

採決に入ります。

承認第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (岡山 克彦君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は承認されました。

議案第36号に質疑のある方、挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員 (加藤 光則君)

議席番号15番、加藤光則です。

今回、マイナンバーに関するロードマップをこの間、見てみると、基本理念の規定が薄められて、従来からの社会保障、税及び災害対策の3分野以外の行政分野においても利用が進められて、その上でまた今回、条例改定が行われるわけであります。

そこで二・三お聞きしたいと思います。

規定の整理ということですが、事務及び特定個人情報に係る規定を整理する、こう書かれているわけですが、具体には特定個人番号利用事務、利用特定個人情報が書かれているわけですが、これは、一体どういうふうに変わっていくのか伺いたいと思います。

議長 (岡山 克彦君)

檜本総務部次長。

総務部次長兼総務課長 (檜本 雄介君)

総務課、檜本です。

まず特定個人番号利用事務とは、法の別表に定める個人番号を利用することができる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって、効率化を図るべきものとして、主務省令で定めるものとなります。

そして、もう一つ、利用特定個人情報とはです。その特定個人番号の利用事務を処理するために必要な特定個人情報として、こちらも主務省令で定めるものであります。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今述べられたわけですが、今回の法改定によって、特定個人情報の提供範囲を定めた別表第2を廃止し、改定後の別表に掲げられた事務であればということになっておるわけですが、そうすると、全て主務省令に規定することで情報連携が可能になるという理解でよろしいのでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

檜本総務部次長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

私どもの解釈といたしまして、今回の改正は、デジタル社会の実現に向けまして必要な改正の一つと認識しております。これにより、新規に必要な情報連携がより速やかに開始可能となります。総じて身近な手続の簡素化、迅速化が進みまして、市民の利便性につながるものと認識しております。

以上でございます。

議長（岡山 克彦君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

解釈ということで、利便性云々ということも言われたわけであります。

最後にお聞きしたいわけですが、情報連携を法の規定から外して、省令で認めて拡大していくという理解でよろしいでしょうか。

議長（岡山 克彦君）

檜本総務部次長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

今おっしゃられた関係法令、これ現在も法の別表２に定められた特定個人情報につきまして連携が可能となっております。今後拡大という形で、新規の連携につきましては、主務省令で規定されていくことになると思われま

す。

議長（岡山 克彦君）

他に質疑は、ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

１５番議員（加藤 光則君）

議席番号１５番、加藤光則です。

議案第３６号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、反対する立場で討論いたします。

本条例案は、マイナンバーの利用及び特定個人情報の提供に関する改正に基づき、本市条例中の別表表第２の第２欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、特定個人情報を利用特定個人情報に改めるものです。

同時に、別表表第２の情報照会者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する特定個人情報の内容が規定されたものが廃止となり、新規で情報連携を行う場合は、都度、番号利用法の改定を行う必要があったものが、主務省令に規定することで情報連携が可能となります。そして、これにより、マイナンバーにひも付けできる情報の中に記載されていなかった国民健康保険、後期高齢者医療保険が、追加されることになります。

マイナンバー法については、これまでに法律及び条例の改定により、マイナンバーの利用範囲の拡大、すなわち情報のひも付けの拡大、健康保険証との一体化、公金受取口座の登録促進、マイナンバーの情報連携の拡大などが行われてきました。しかし、現行の健康保険証の廃止につい

ては、任意であるはずのマイナンバーカード取得を事実上強制することになりかねず、現在も発生している不都合や個人情報保護が確保されることへの信頼性、医療機関や利用者に更なる不安の懸念の声が聞かれます。こうした中での更なる改定は、憲法の人権保障やプライバシー権を侵害するなど看過できない問題であり、賛成することはできません。

よって、この議案第36号には、反対いたします。

以上です。

議長（岡山 克彦君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山 克彦君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第36号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回清須市議会臨時会を閉会といたします。

長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

（ 時に午前11時41分 閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年5月8日

前議長 伊藤嘉起

前副議長 大塚祥之

議長 岡山克彦

副議長 富田雄二

署名議員 林真子

署名議員 加藤光則